



News Release

家計の見直しから「新しいNISA」まで！ 『くらしとお金のワークブック』『今からはじめるリタイアメントプランニング』 (小冊子) リニューアル

日本FP協会(所在地:東京都港区、理事長 白根壽晴)は、主に生活者を対象とした、お金の基礎知識や、ライフプランの考え方をまとめた『くらしとお金のワークブック(以下、ワークブック)』ならびに、50代の生活者を対象にリタイア後のライフプランの設計に役立つ情報をまとめた『今からはじめるリタイアメントプランニング(以下、リタイア)』を制作しています。このたび、2024年から始まった新しいNISA等、最新の法改正事項に対応した改訂版を発行しました。

『金融教育に関する意識調査2023』(野村アセットマネジメント 資産運用研究所、2023年7月)によると、「金融教育を受けたい・やや受けたい」と考えている人は、回答者全体の約40%を占めています。また、教育を受けたい理由として「金融の知識を付けたいから」と回答した人は54%にのぼり、生活者における金融経済教育のニーズは高いといえます。一方で「金融教育を受けたことがある」と回答した人は全体の14%に留まっており、金融経済教育の普及は、世代を問わず依然として課題といえます。



日本FP協会では、世代ごとのニーズに応えた小冊子を制作しています。『ワークブック』では、広く現役世代を対象に、出産・子育てや住宅購入、老後の暮らしなどのライフイベントに必要な資金のことから、資産運用の考え方で、お金に関する基礎知識をシンプルに解説。また、家計の見直しやライフプランと資金計画の立て方などについて、ワーク形式で学ぶことができます。『リタイア』では50代の方を対象に、リタイア後の生活設計の考え方について解説。公的年金制度や医療費・介護費、退職金など、リタイア前に押さえておきたいお金の知識も網羅しています。

今回の改訂版では、2024年から施行された新しいNISA制度や、相続に関する改正内容などを反映しており、図表を用いた解説で、最新の制度を分かりやすく学べる内容となっています。お金の基本を学びたい方、金融経済教育に携わる方もぜひご利用ください。

本冊子の内容は弊会ホームページにてご覧いただけます。(印刷不可)

『ワークブック』 https://www.jafp.or.jp/personal_finance/fresh/workbook/

『リタイア』 https://www.jafp.or.jp/personal_finance/senior/retire/

日本FP協会は、社会教育活動としてファイナンシャル・プランニングの普及とパーソナルファイナンス教育(金融経済教育)を推進し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的としたNPO法人です。また、パーソナルファイナンス教育の担い手となる高い実務能力と倫理観をもったファイナンシャル・プランナー(CFP®・AFP認定者)を養成しています。

◆本件に関するお問い合わせ先

担当	日本FP協会	TEL	FAX	E-mail
	広報部広報課 稲葉	03-5403-9423	03-5403-9795	info@jafp.or.jp

※ CFP®、AFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®、およびサートファイブ ファイナンシャル プランナー®は、米国外においては Financial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSB とのライセンス契約の下に、日本国内においては NPO 法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

NPO 法人 日本FP協会

<本部事務所> 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス5F
TEL 03-5403-9700(代) FAX 03-5403-9701

<大阪事務所> 〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜1-4-19 マニユライフプレイズ堂島5F
TEL 06-6344-8063 FAX 06-6344-8065

100 人生100年の
家計戦略

【別紙】

冊子の概要

名称:くらしとお金のワークブック～FP と考える生活設計～
 価格:220円(税込)
 サイズ・頁数:B5判、70ページ、折り込み付録付き
 発行日:2024年4月1日
 編集・発行:NPO法人 日本FP協会

冊子の概要

名称:今からはじめるリタイアメントプランニング～50代から考えるセカンドライフ～
 価格:220円(税込)
 サイズ・頁数:B5判、56ページ、折り込み付録付き
 発行日:2024年4月1日
 編集・発行:NPO法人 日本FP協会

改訂部分 (抜粋)

◆くらしとお金のワークブック

新しいNISAなど、最新の制度内容をやさしく解説

NISA (少額投資非課税制度) とは?

一定額までの投資に対する配当金や売却益などが非課税になる制度。利益にかかる約20%の税金が非課税のため、投資効率がアップし、資産を増ややすくなります。2024年から改正され、右のようになりました。2つの投資枠があり、つみたて投資枠は長期・分散・積立に適した投資信託から選択し、成長投資枠は株式・投資信託等が対象。金融機関により取扱商品が異なるため、口座開設前に確認しましょう。

新しいNISAの基本

- ①18歳以上は1人につき口座を持つ
- ②投資枠は2つあり、投資上限額は
 - ・つみたて投資枠が年120万円
 - ・成長投資枠は年240万円
 - 2つの合計で年360万円まで投資可能
- ③非課税期間は無期限で、保有限度額は2つ合わせて1,800万円(うち、成長投資枠は1,200万円)まで
- ④対象商品は、つみたて投資枠が一定の投資信託、成長投資枠は株式等も含む

NISA口座のメリット(例)

投資元本 120万円 → 投資元本 120万円

値上がり益 20万円

購入時 (一般口座なら…)
 値上がり益20万円×税率20.315% = 4万630円が引かれる

売却時
 NISA口座ならこの分が非課税になる

自分に適した非課税制度を活用しよう

老後に向けて独立投資などで資産を増やしていく際は、「新NISA」や個人型確定拠出年金の「iDeCo(イデコ)」を利用することも検討を。どちらも運用中の収益が非課税になるため、効率的に資産を増やすことができます。新NISAは18歳以上が対象のため、60歳以上の人も利用でき、1人につき合計1,800万円まで投資可能。

新NISA (少額投資非課税制度)		iDeCo (個人型確定拠出年金)	
対象者	18歳以上の日本人	対象者	65歳未満の国民年金被保険者
つみたて投資枠	120万円/年	年間	加入区分により10万円～81万6,000円
成長投資枠	240万円/年	投資上限額	
つみたて投資枠・成長投資枠・一般投資枠	360万円/年	投資対象	投資信託、債券、定期預金など
運用は長期積立引出しはいつでも可能		運用期間	引出しはいつでも可能
口座開設手数料は無料、口座開設や解約の手続きは無料や手数料がかからない		手数料	加入時に2,000円のみか、運用期間中や売却時に資産、手数料がかかる
運用中の配当金・売却益・売却益などが非課税		税金の徴収	拠出金は非課税、投資期間に所定の課税あり

相続財産に加算する生前贈与の期間延長

2024年1月以降の贈与が対象

加算期間

- 従来通り: 3年以内の贈与
- 経過措置期間: 3～7年以内の贈与
- 完全移行後: 7年以内の贈与

亡くなった日 ⇒ 2027年1月～ 2031年1月～

例えば、2028年7月1日に亡くなった場合、2024年1月から亡くなった日までの4年6か月間の贈与を相続財産に加算する

図解が豊富で分かりやすい!

◆今からはじめるリタイアメントプランニング

新しいNISAのほか、扶養控除や相続・贈与についても丁寧に解説

贈与税の計算

1年間に贈与された財産 - 基礎控除額(110万円) = 課税される贈与財産(A)

特例等¹⁾による非課税額はここに含めない

贈与税の速算表 (A) × (B) - (C) で税額を算出する

基礎控除後の課税価額(A)	18歳以上 ²⁾ の者が直系尊属から贈与を受けた場合		左記以外の場合	
	税率(B)	控除額(C)	税率(B)	控除額(C)
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	—	—	15%	10万円
400万円以下	15%	10万円	20%	25万円
600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下	50%	415万円	—	—
4,500万円超	55%	640万円	55%	400万円

※1 直系尊属からの教育資金の一括贈与など ※2 贈与を受けた年の1月1日においての年齢

贈与のポイント

- ①贈与する人は、あげる人の数を増やして、基礎控除額110万円を有効に使う。
- ②現金を贈与する場合には、手渡しではなく、受贈者の銀行口座に振り込む。
- ③基礎控除額を超える贈与があった場合には、受贈者が必ず申告を!

新たな注意

- 相続開始前一定期間の贈与については、相続財産に加2024年1月以降の贈与から、その加算期間が相続開始前3年以内の贈与については、総額で100万円まで控除額が増えて行方贈与には注意が必要。

Column 知っておきたい妻の収入と夫の税金

●扶養控除の「103万円の壁」が2018年から160万円に

税金計算の際、2017年までは妻の年収が103万円以内であれば、夫は「配偶者控除」として所得税は38万円、住民税は33万円を所得から差し引くことができ、税金が安くなりました。また、103万円を超えても、妻の年収が141万円未満であれば、控除額は徐々に減少するものの、「配偶者特別控除」として夫が控除の適用を受けることができました。

しかし、2018年から「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は段階的になりました。夫の年収が1,095万円以下の場合、妻の年収が150万円以下なら、夫は所得税38万円、住民税33万円の控除が受けられます。妻の年収が150万円を超えると控除額は段階的に縮小し、2016万円以上で控除額はゼロに。また、夫の年収が1,095万円を超え、1,195万円以下の場合も控除額は縮小し、1,195万円超では「配偶者控除」「配偶者特別控除」の適用はなくなります。

妻の年収別に見た夫の配偶者控除と妻自身の税金・社会保障

このことから分かるのは、妻の年収が103万円を超えると、夫の配偶者控除が段階的に減少し、妻自身の税金・社会保障も増加してきます。

妻の年収	夫の所得	夫の税金	妻の税金
100万円	38万円	約1,388万円	約250万円
103万円	38万円	約1,388万円	約250万円
106万円	38万円	約1,388万円	約250万円
109万円	38万円	約1,388万円	約250万円
112万円	38万円	約1,388万円	約250万円
115万円	38万円	約1,388万円	約250万円
118万円	38万円	約1,388万円	約250万円
121万円	38万円	約1,388万円	約250万円
124万円	38万円	約1,388万円	約250万円
127万円	38万円	約1,388万円	約250万円
130万円	38万円	約1,388万円	約250万円
133万円	38万円	約1,388万円	約250万円
136万円	38万円	約1,388万円	約250万円
139万円	38万円	約1,388万円	約250万円
142万円	38万円	約1,388万円	約250万円
145万円	38万円	約1,388万円	約250万円
148万円	38万円	約1,388万円	約250万円
151万円	38万円	約1,388万円	約250万円
154万円	38万円	約1,388万円	約250万円
157万円	38万円	約1,388万円	約250万円
160万円	38万円	約1,388万円	約250万円
163万円	38万円	約1,388万円	約250万円
166万円	38万円	約1,388万円	約250万円
169万円	38万円	約1,388万円	約250万円
172万円	38万円	約1,388万円	約250万円
175万円	38万円	約1,388万円	約250万円
178万円	38万円	約1,388万円	約250万円
181万円	38万円	約1,388万円	約250万円
184万円	38万円	約1,388万円	約250万円
187万円	38万円	約1,388万円	約250万円
190万円	38万円	約1,388万円	約250万円
193万円	38万円	約1,388万円	約250万円
196万円	38万円	約1,388万円	約250万円
199万円	38万円	約1,388万円	約250万円
202万円	38万円	約1,388万円	約250万円
205万円	38万円	約1,388万円	約250万円
208万円	38万円	約1,388万円	約250万円
211万円	38万円	約1,388万円	約250万円
214万円	38万円	約1,388万円	約250万円
217万円	38万円	約1,388万円	約250万円
220万円	38万円	約1,388万円	約250万円
223万円	38万円	約1,388万円	約250万円
226万円	38万円	約1,388万円	約250万円
229万円	38万円	約1,388万円	約250万円
232万円	38万円	約1,388万円	約250万円
235万円	38万円	約1,388万円	約250万円
238万円	38万円	約1,388万円	約250万円
241万円	38万円	約1,388万円	約250万円
244万円	38万円	約1,388万円	約250万円
247万円	38万円	約1,388万円	約250万円
250万円	38万円	約1,388万円	約250万円

※1 扶養控除(配偶者の扶養) ※2 配偶者控除(配偶者の扶養) ※3 配偶者特別控除 ※4 配偶者特別控除(配偶者の扶養)

50代の知りたい情報が詰まってる!